

院内掲示 / 患者様へのご案内

▼一般名での処方について

政府は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を推し進めています。

しかし先発品およびジェネリック医薬品共に供給が不安定な状況が続いて

おります。そのため、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）での処方（処

方箋）を当院ではしております。先発品かジェネリック医薬品かについて

は、薬局で（供給状況などを考慮して）決めていただくこととなります。

▼長期処方・リフィル処方箋について

当院は患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の処方、またはリフィル処方箋の

発行を行っております。

▼生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）について

令和6年（2024年）6月から厚生労働省の方針で、高血圧・脂質異常症・糖

尿病のいずれかを主病名とする患者様は、従来の管理料から『生活習慣病管理

料（Ⅰ）または（Ⅱ）』へと移行します。

この改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がございます。ご協力のほどよろしくお願い致します。

▼院内感染予防対策について

受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状のある患者様を受入れるために必要な感染防止対策として、以下の取り組みをしております。

- 院長が中心となり従業者全員でマニュアルに沿った院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の研修会に年2回参加します。
- 感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方と分けての対応としております。
- 医師会と連携体制を構築し、院内感染対策の向上に努めます。
- 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします

▼医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療を行っています。

▼医療 DX 推進体制整備について

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っております